

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年2月

山形県

目 次

	頁
はじめに	1
第1 普及指導活動の課題と取組み方向	2
1 農業者の減少に対応した生産性の高い農業経営の確立	2
(1) 新規就農者及び担い手の育成・確保	
(2) 生産性の高い農業経営体の育成と経営発展支援	
(3) スマート農業技術の普及推進	
2 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携	3
(1) 地域を支える水田農業の推進	
(2) 園芸作物のブランド力・産地力強化	
(3) 畜産の生産基盤の強化	
(4) 地域資源を活用した価値創出	
3 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換	6
(1) 気候変動に対応できる産地への転換	
(2) 環境負荷を低減する取組みの拡大	
第2 普及指導員の配置に関する事項	6
1 普及指導実施機関の設置	7
2 普及指導員の配置	7
3 農業革新支援専門員の配置	7
4 東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター）及び 附属農林大学校への配置	8
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	8
1 普及指導員の育成・確保	8
2 普及指導員の資質向上	8
(1) 研修計画の作成	
(2) 研修の実施	
(3) 研修の方法	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	9
1 農業者に対する支援の充実・強化	9
2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	9
(1) 普及指導計画の策定	
(2) 普及指導活動の重点化	
(3) 普及指導員の活動方法	
(4) 普及指導計画の評価	

3	農業者研修教育施設における研修教育の充実	11
	(1) 東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター）及び 附属農林大学校の重点事項	
	(2) 関係機関との連携	
	(3) 学校評価の実施と改善	
4	迅速な情報提供及び適切な情報管理	12
第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	12
	1 農業に関する教育への協力	12
	2 行政施策の活用支援	12

はじめに

農業者の高い生産技術に支えられた本県農業は、県民や国民のいのちをつなぐ食料供給県を築く基盤産業であり、地域経済に活力をもたらし地域社会を支える重要な役割を担っている。

一方、農業・農村を巡っては、高齢化、後継者不足による担い手の減少や人口減少に伴う国内消費市場の縮小が進むとともに、気候変動による自然災害の頻発・激甚化、燃油・資材価格の高止まり、スマート技術の開発、普及、農業DXの推進など情勢が大きく変化している。

本県の農業が地域経済に活力を与える原動力としての役割を持続的に果たしていくため、県では、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月）の趣旨を踏まえつつ、「第4次山形県総合発展計画（後期実施計画）」（令和7年3月）とともに、「第5次山形県農林水産業元気創造戦略」（令和7年3月）に示された推進方向に沿って、各般の施策を展開していく。

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と県が協同して専門の職員となる普及指導員を置き、直接農業者に対し農業経営等の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

普及指導活動の基本は、地域における農業・農村振興の課題分析と農業者ニーズの把握を行いながら、専門的な知識・技術をもって対象者に働きかけ、課題解決と新たな取組みを促す活動を行うものである。また、普及指導員はトータルコーディネーターとして、農業者、農業関係団体をはじめとした多様な関係者との連携構築や地域の合意形成を促進し、地域農業全体の活力を引き出す役割を担う。この普及指導活動を通じて、「農業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望が持てる農業」と「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」の実現を目指す。

以上を踏まえ、本県における農業普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものとして、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

第1 普及指導活動の課題と取組み方向

県では、本県農業の持続的発展のため、専門的な知識・技術を提供することを基本に、地域の農業者に直接接しながら、農業経営の改善等に取り組む意欲的な農業者の育成に取り組んでいる。

普及指導員は、現場のニーズを的確に把握し、長年培ってきた多様な関係者との連携と普及活動手法を活かして、本県の担い手の育成・確保、農業所得向上、地域農業の維持・発展に向け、生産等における革新を総合的に支援する。普及指導活動を効果的かつ効率的に進めるため、特に次の課題に重点を置き普及指導活動を展開する。

1 農業者の減少に対応した生産性の高い農業経営の確立

(1) 新規就農者及び担い手の育成・確保

①新規就農者の育成・確保

農業経営・就農支援チームにおける関係機関や地域の農業士等と連携し、新規就農者の支援体制を整備するとともに、就農計画の作成支援、栽培技術の早期習得支援などを通じて就農定着・経営発展へ向け支援する。

②多様な担い手の育成・確保（青年・女性農業者、農福連携等）

青年農業者同士の相互研鑽の場として仲間づくり、組織づくりを推進するとともに、グループ活動等の支援を通して、積極的に農業経営に携わり事業展開するための実践力の習得や課題解決能力・経営管理能力の向上を図り、将来にわたり地域農業をリードする青年農業者を育成・確保する。さらに、女性農業者が経営方針の決定に参画し主体的に経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や栽培技術・経営管理能力の習得を推進する。

また、農業経営に必要となる労働力の確保に向けては、関係機関との連携を図りながら地域内外の多様な労働力としての高齢者、障がい者、外国人等の受入れ環境・労働環境の整備について助言指導を行う。

(2) 生産性の高い農業経営体の育成と経営発展支援

①高い競争力を持つ農業経営体の成長支援

気候変動に対応できる高度な生産技術の導入や省力化、低コスト生産技術、スマート農業技術の導入による生産性向上を目指す意欲的な農業者に対して、技術導入支援を行うとともに、経営の大規模化・多角化、法人化、雇用導入等の経営発展に向けた取組みを支援し、高い競争力を持つ経営体を育成する。

さらに、企業的な農業経営を実践する農業法人等に対しては、大規模経営における安定生産技術の導入を支援するとともに、財務管理、人材育成、労務管理等の支援を通して高いマネジメント能力を持つ経営者の育成を図り、地域農業の維持・発展に寄与する経営体としての成長を支援する。経営管理支援や高度なスマート農業技術の導入にあたっては、必要に応じて外部の専門家も活用する。

②農業支援サービス*の活用と事業体育成の推進

農業者や産地に対して、地域で活用可能な農業支援サービスやその活用を通じて生産コストを低減する経営手法等に関する情報の提供、サービス事業者と農業者や産地とのマッチング機会の拡大につながる取組みを行い、農業者の経営改善

を図る。このとき、サービス事業者に対しては、地域農業の課題や作業受託ニーズ等の情報の提供を行う。また、企業的経営体に対しては、専門作業の受託を推進し、サービス事業体としての経営発展を促す。

※農業支援サービス：農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く）であり、播種や防除等の専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等がある。

（3）スマート農業技術の普及推進

農業者の高齢化や減少、経営体の大規模化に対応して、少ない労力で高い生産性を実現するため、ロボット農機やICTなどのデジタル技術と得られるデータを活用したスマート農業技術の普及によって農業DXを推進する。このため、農業者からのスマート農業に係る相談に対応する相談窓口を設置するとともに、省力化や収益向上につながる技術を現地で実証するなど、スマート農業技術の導入・普及に向けた活動を行う。

また、機器の活用によって作物の収量を向上させる方法や経営管理手法の指導など、スマート農業機械・機器やサービスを十分に使いこなす人材の育成によって、産地での大規模な社会実装につながる取組みを支援する。

スマート農業機械の導入コストや高度な専門知識の習得が障壁となる場合は、農業者の経営状況に応じて農業支援サービスの活用を検討を働きかける。

2 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産、流通、販売と産業連携

（1）地域を支える水田農業の推進

①気候変動に対応した米づくりの推進

高温条件に適応した栽培管理技術の普及・定着を図るとともに、高温登熟耐性品種の普及拡大を進め、高温に強い水稻生産体制を構築する。併せて、スマート農業技術を活用したデータに基づいた生産管理を推進し、「つや姫」における高品質・良食味・安定生産の確保と、「雪若丸」における品質・食味・収量の一体的向上を図る。

②安定的な水田経営の推進

生産コスト低減と多収を両立させ、米生産における収益性の向上を図る。また、所得確保に向けて、米政策に対応した非主食用米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓米などの新規需要米、加工用米など）や大豆等の戦略作物の生産振興など、需要に応じた米生産を推進し、水田経営の安定化を図る。

③大豆・そば等の高品質安定生産

大豆は、「里のほほえみ」「シュウリュウ」の作付拡大や土づくり、湿害対策、難防除雑草対策、適期適作業を推進するための効率的な作業体系の導入など、収量及び品質の向上に向けた技術指導を強化していく。そばは、実需者が求める品質の高いそばの安定生産を推進する。

（2）園芸作物のブランド力・産地力強化

需要をとらえた生産と、スマート農業技術を軸とする軽労・省力化技術、機械作業体系、次世代施設等の導入により労働生産性向上や気候変動に対応した栽培技術の普及を推進するとともに、団地化や大規模化により生産基盤を維持し、園

芸作物のブランド力・産地力の強化を図る。

①強靱で持続可能なさくらんぼ産地づくりの推進

さくらんぼは、気候変動対策の普及拡大や結実確保対策、高品質生産対策の徹底に加え、厳選出荷、新興産地の育成を図ることで、「オール山形」での生産力・ブランド力強化を推進する。

新規生産の拡大や雇用労力の活用に有効な省力・軽労的な生産技術やスマート農業技術等の導入を推進することで、産地基盤の維持・強化や収益性の確保を図る。

「やまがた紅王」は、大玉生産技術の普及定着に取り組むとともに、「やまがた紅王プレミアム」の品質基準に基づく高品質果実の出荷を推進することで、早期のブランド確立に取り組む。

②果樹の産地活性化

西洋なしは、G I「山形ラ・フランス」を核とした食味重視の生産・販売の継続によるブランド力の向上に加え、気候変動に対応した高品質安定生産技術の普及定着による生産性の高い産地づくりを推進する。

ぶどうは、新規生産者の育成や省力化技術の導入による「シャインマスカット」等大粒種の品質の高位平準化を図り、ブランド力強化を推進する。

りんごは、気候変動下でもロスが少なく、市場性が高い品種の導入を推進するとともに、省力的で生産性が高い栽培技術の普及を進め、生産力強化を図る。

ももは、長期出荷を可能とする補完品種の導入を推進することで市場評価の向上を図るとともに、新規栽培者の育成による生産力強化を図る。

地域特産果樹（すもも、かき、日本なし、かんきつ等）は、産地・品目の特性を活かした魅力ある商品として高品質安定生産を推進し、産地活性化を図る。

③野菜・花きの産地ブランド力の強化

市場動向や気候変動への対応を踏まえた品目の導入・拡大と、スマート農業技術の導入による省力化や団地化等による大規模生産を進め、更なる産地の拡大とブランド力向上を支援する。

主要果菜類は、データ駆動型農業の推進、産地内での技術継承の円滑化、生産性向上や省力化につながる栽培技術等の開発・普及、経営体当たりの栽培面積拡大等を進め、持続的発展が可能な果菜類の産地づくりを推進する。

主要葉茎菜類は、機械化や省力栽培体系を推進し、経営体当たりの栽培面積の拡大を図るとともに、生産性向上につながる栽培技術等の導入や作型の分散、栽培技術の高位平準化等を進め、葉茎菜類等の産地における長期安定出荷体系を構築する。

花きは、露地花きでは新規生産者の確保と作付面積拡大による産地拡大、施設花きでは省力・省エネルギー化技術の導入、気候変動に対応した栽培技術を普及推進しブランド力向上を図る。

④やまがた方式次世代施設園芸の推進

環境・生育の「見える化」と情報共有によって技術の向上を図り、パイプハウスにおいて費用対効果の高い環境制御技術の導入を進める。

(3) 畜産の生産基盤の強化

グローバル化の進展等により、国内外の産地間競争が益々激化していくことが見込まれることから、山形生まれ・山形育ち、県産飼料にこだわった安全・安心な畜産物の生産拡大と品質向上の取組みを進める。

①肉用牛

ゲノミック評価等を活用した和牛繁殖雌牛の増頭及び能力向上や一貫経営に係る繁殖技術の支援、E T（受精卵移植）技術の活用による和牛子牛の増産に取り組み、「山形生まれ・山形育ち」の総称山形牛の生産拡大を図る。

②酪農

牛群検定やゲノミック評価情報およびE T技術を活用した乳用牛の能力向上と優秀な後継牛の確保を図る。

③養豚・養鶏

地域環境の保全に配慮しながら、企業経営等の生産拡大を支援する。

養豚においては、県が作出した改良型種豚の利用による県産銘柄豚の生産拡大と品質向上を図る。

やまがた地鶏は、新たな飼養農家の確保・育成に努め、飼養管理マニュアルに基づく技術指導と、飼育施設やヒナの供給体制を強化して生産拡大を図る。

④自給飼料の確保・良質堆肥の安定生産等

自給飼料の安定確保を図るため、飼料用米（稲粃SGS含む）・稲発酵粗飼料などの飼料用イネや子実用トウモロコシの生産・利用拡大を進め、本県に適した飼料作物の優良品種の普及利用や集落営農法人等を核としたコントラクターの確保・育成、簡易放牧の導入を推進するとともに、耕種農家の需要に応える良質堆肥の安定生産・供給体制を確立する。

⑤安全安心な畜産物の生産

農場HACCPや畜産GAPの取組みを推進し、安全・安心な畜産物の生産体制の構築を推進する。

また、本県畜産物を使用した加工品の開発・製造に取り組む畜産農家や加工業者に対しては、技術の習得や商品開発、そして加工処理施設の整備等、ソフト及びハード両面からの支援を強化し、畜産加工品の生産拡大を図る。

(4) 地域資源を活用した価値創出

農業者自らの6次産業化と食品事業者や観光産業など多様な事業分野・産業が連携した価値創出に一体的に取り組み、地域農業の魅力を発信する多彩なアグリビジネスの創出をとおして、農村地域の活性化を図る。

①多様な事業分野・産業が連携した価値創出

農業者と地域の食品産業や観光産業など多様な関係者との連携をコーディネートし、農林水産物、食文化、農村風景、農業体験といった農を起点とする地域資源を活用した付加価値創出を促進することで、交流・関係人口の拡大や農村地域での雇用の確保を図る。

② 6次産業化の推進

農業者自らが農林水産物等の地域資源を活用して、創意工夫により企画・加工・販売等に取り組む6次産業化を総合的に支援し、農産加工を核とした経営発展や県産農産物の利用拡大等、農業者の所得向上を図る。また、伝統食品の加工技術を継承する人材を育成し、農村地域の食文化の維持・発展を支援する。

3 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換

(1) 気候変動に対応できる産地への転換

① 温暖化対応技術の普及拡大

温暖化の影響で異常高温や晩霜、大雨等、極端な気象現象が発生しており、様々な品目で収量や品質が不安定化していることから、各品目で収量、品質の高位安定化を図るため、温暖化対応技術の普及を推進する。

また、現地実証等を通して、高温に強い品種、品目、作型の導入や温暖化対応技術の普及を図り、気候変動に対応できる産地づくりを推進する。

② 異常気象・気象災害発生時の対応の強化

異常気象発生時における農作物等の生育状況、病害虫の発生状況や、気象災害等発生時の現場状況等を適時的確に把握・共有するとともに、各種対策マニュアルを活用し、農業者へ速やかに対応策を伝達する。そのために、積極的にICTを活用し、農業者や関係機関との連絡体制を強化する。

(2) 環境負荷を低減する取組みの拡大

① 環境保全型農業の取組みの推進

環境保全型農業に関するマニュアルの整備及びやまがた有機農業の匠を活用した栽培技術研修や技術指導、有機農業相談窓口の設置等を通じて、環境保全型農業の全県的な拡大を推進する。

② 持続可能性を確保するGAPの取組みの推進

各種研修等によるGAPに対する農業者の理解醸成を図り、県産農産物の安全・安心確保の取組みレベルの向上及び国内外の取引要件となる、「国際水準GAP」の導入や認証取得を積極的に支援する。

③ みどり認定の取得促進

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動を行おうとする農業者に対し、各種支援措置を受けることができる「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定取得を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及組織^{*}については、農業者等に対する指導・支援機能を十分発揮できるような体制整備に努めるとともに、普及指導員の組織的な一体性が確保されるように設置する。

また、普及指導員については、その機能が十分に発揮され、農業者等の支援ニーズや地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう配置する。

※普及組織：「農業改良助長法」第12条第1項に規定する普及指導センター

1 普及指導実施機関の設置

本県農業を巡る情勢や地域特性を踏まえ、普及組織に対する農業者等からの支援ニーズに応じて普及指導活動を展開できる体制を整備する。

そのため、「農業改良助長法」第12条第1項に規定する普及指導センターとして各総合支庁に農業技術普及課を設置し、その機能強化に努める。

農業技術普及課における活動体制は、経営企画担当と地域担当を設置し、農業者の経営力向上と地域に密着した普及指導活動を強化する。

また、農業技術環境課長を総括責任者とし、農業技術環境課技術調整担当及び各総合支庁農業技術普及課経営企画担当等で構成する山形県農業革新支援センターを農業技術環境課内に設置する。なお、園芸作物の産地強化や新産地形成に向けて、地域での園芸分野の試験研究を担う産地研究室（試験研究組織）を農業技術普及課の課内室として設置し、農業者への支援活動を一体的に進める。

また、東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター）及び附属農林大学校を、将来の山形県農業を担うリーダーを育成する農業者研修教育施設として位置づける。

2 普及指導員の配置

普及指導活動は、農業の現場にあつて新技術等を農業者に迅速に普及するとともに、現場起点で地域農業のリーダーや関係機関等に働きかけることが基本であることから、普及指導員を農業技術普及課に配置する。

また、普及指導員の配置にあたっては、普及組織が高度な知識と技術を有する専門家集団としての機能を発揮するために、地域農業の特色を踏まえた専門分野のバランスに配慮する。

普及組織での専門分野は、①作物・機械、②果樹、③野菜・花き、④畜産、⑤経営、⑥農村資源活用を基本とする。なお、③野菜・花きは、それぞれを主に担当する者を設置する。

3 農業革新支援専門員の配置

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員を農業革新支援センターに配置する。農業革新支援専門員は、原則として、専門分野に関する高い知見や関係機関等との調整能力があり、かつ、普及、研究、教育、行政の経験等が通算して10年以上あり、そのうち普及指導経験が5年以上ある者とする。

なお、農業技術環境課長が上記と同等の能力があると認める者は、農業革新支援専門員とすることができる。

農業革新支援専門員の担当分野は、①土地利用型作物（稲作・普通畑作物）、②園芸（果樹、野菜、花き）、③畜産、④農業生産工程管理、⑤農作業安全、⑥持続可能な農業、⑦鳥獣害対策、⑧担い手育成（就農・経営）、⑨農村資源活用（6次産業化）、⑩普及指導活動、⑪スマート農業、⑫病虫害とする。

農業革新支援専門員は、次の業務を行う。

- ①研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整・推進
- ②研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④普及指導員の資質向上
- ⑤先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む）

4 東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター）及び附属農林大学校への配置

次代の農業を担うリーダーを育成するため、専門的な知識・技術を有し、農業者の実態を熟知した普及指導員資格を有する職員の適切な配置に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、「山形県農業技術職員育成指針」を策定し、普及指導員に対する研修の充実強化に努める。近年、普及指導員の世代交代が進み、経験年数の少ない職員の割合が増加していることから、特に新規採用職員や若手普及指導員の資質向上を効率的に図る必要がある。

1 普及指導員の育成・確保

普及組織の機能を最大限に発揮していくために、普及指導員資格を有する者を普及組織に配置するよう努めるとともに、未取得者の普及指導員資格取得を進める。

また、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう普及指導員の育成を図る。

2 普及指導員の資質向上

(1) 研修計画の作成

「山形県農業技術職員育成指針」に基づき、研修計画を作成する。

なお、研修計画は、年度ごとに研修ニーズの把握や評価を行い、研修メニューや研修内容の改善を図る。

(2) 研修の実施

専門領域での幅広い知識と確かな技術を有することを基本に、農業者に接して情報交換を行うためのコミュニケーション能力、農業者と多様な関係者の連携に向けた意見交換を円滑に進めるためのファシリテーション能力、農政課題への対応力、栽培・経営指導やスマート農業技術の普及、6次産業化推進のための専門技術力の習得を重点的に進めるため、先進的な農業者、試験研究機関・大学及び民間企業・専門家等との連携を図る。

また、職務経験に応じた研修の受講機会を確保する。

(3) 研修の方法

若手普及指導員の資質向上を図るため、先輩普及指導員（トレーナー）による個別指導等、日常業務を通じて研鑽できるOJT指導体制を整備するとともに、各普及組織内での実施強化を図る。

また、「集合研修」、「オンライン研修」、「派遣研修」を組み合わせ、効果的に実施するほか、国等が行う研修を有効に活用する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に推進するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

1 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員は、多様な関係者との連携を強化し、その総合力で農業者に対する支援の充実強化を図る。その際、活動記録及び普及課内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、やまがたアグリネット、さらにはクラウドサービスなどのウェブサービスの利用等、普及指導活動におけるICTの積極的な活用を進める。

なお、農業者や関係者に対する幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も活用しながら、農業者等が情報を受け取りやすい形態を選択する。

このほか、地域計画の実現や変更に向け、市町村における協議が円滑に進むよう、地域の課題や強み、担い手や新規就農者に関する情報などの客観的な情報の提供等、必要な支援を行う。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

(1) 普及指導計画の策定

管内の農業振興や農政推進上の課題、農業者のニーズを踏まえ、計画の期間をおおむね5か年とする「普及指導基本計画」と、1か年毎に定める「普及指導年度計画」を策定する。普及指導年度計画には、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及職員の配置や関係機関の役割分担等の活動体制を記載する。目標は、可能な限り定量的に記載する。

(2) 普及指導活動の重点化

普及指導活動は、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組みの必要性及び緊急性が高いものを重点化する。

①普及指導対象の重点化

普及指導活動の対象者は、経営改善に意欲的な認定農業者や集落営農組織、農業法人、農業生産組織、次代の地域農業を担う新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者、直売や加工等の起業活動や商工業者と連携して価値創出に取り組む者等、今後の担い手となる農業者に重点化する。

②普及指導課題の重点化

普及指導課題は、上記対象者のニーズに応えるとともに、関係機関や外部評価等の意見を踏まえ、現状と将来方向を見据えながら、地域農業の振興や農村の活性化に結びつくように設定する。

特に、経営基盤の強化や生産性向上、高品質な農産物の安定供給等、農業者の所得向上につながる活動を重点的に進める。

(3) 普及指導員の活動方法

普及指導活動は、普及組織だけでなく関係機関・団体や試験研究機関をはじめとする多様な関係者が、それぞれの専門性を発揮できるようなプロジェクトチー

ムを編成し、組織力を活かして総合的かつ効果的に行う。

①プロジェクトチームによる普及指導活動

プロジェクトチームは、普及指導計画の対象者等に応じて弾力的に編成する。多様な関係者との連携と各組織の得意分野を活かす役割分担が不可欠であることから、積極的にプロジェクトチームへの参画を促して「互いの強み」を発揮できる協力体制を編成しながら、P D C Aサイクルにより効果的に課題解決を進める。

②行政機関との連携

生産性向上や産地形成等を進める上で、行政施策の活用が有効であり、普及組織には、これら施策を速やかに実現するための役割が求められる。

そのため、施策ニーズや生産現場のニーズを把握して施策形成に反映させるよう、事業担当課との連携を図る。

③調査研究の取組み

普及指導活動を効果的に進めるために、プロジェクトチームや専門分野毎の担当チームで課題を整理し、地域農業についての実態調査や分析、現地実証による技術の組立て等、調査研究活動に積極的に取り組む。

④試験研究機関との連携

普及指導活動の中で、生産現場の農業者等が求める技術ニーズを試験研究機関の研究課題に反映すること、またその研究成果を迅速に産地形成等に活用することが重要である。

そのために、技術経営の考え方「研究（技術シーズの創出）、開発（生産技術化）、事業化（生産・商品化）、産業化（産地化）」に基づく一体的なマネジメントのもと、試験研究機関と連携した活動として現場ニーズの把握や技術課題への取組みを強化する。

特に、園芸作物において産地化支援機能を担う地域技術開発部門として設置された総合支庁農業技術普及課産地研究室と連携して研究と普及が一体的な取組みを行い、地域や農業者の身近な技術的課題に対し迅速な課題解決と技術移転を図っていく。

ア 現場ニーズの把握

研究開発要望事項を広く生産現場から集約する。集約した要望・ニーズについては、その内容等を整理し、現場解決的内容のものは産地研究室が中心となった対応、全県的な課題については、中核的試験研究機関での対応を検討する。

イ 技術課題への取組み

農業技術普及課は、地域ニーズを踏まえ、試験研究機関の技術開発課題の設定に積極的に関わり、連携して試験設計・成績検討を行う。成果情報等については、試験研究機関と連携して地域の農業者等に対し迅速かつ広く提供し、地域の課題解決につなげる。

⑤関係機関・団体等との連携

普及指導活動を効果的に進めるために、地域の農業関係機関・団体のほか、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など多様な関係者と連携し、コーディネーター役として、地域農業の課題の共有、課題解決に向けた役割分担や具体的な取組みの検討を進める。また、(公財)

やまがた農業支援センターをはじめとする広域的な組織や商工関係の団体等とも連携を図る。

⑥農業士・民間専門家との連携

新規就農者の技術習得支援、スマート農業技術や有機農業の普及推進にあたっては、指導農業士や普及指導協力委員等地域の先進的な農業者の協力を得て進める。普及指導協力委員には、産地化や6次産業化を推進し、農業経営改善等を支援する先進的な農業者等を普及指導協力委員制度において委嘱する。

さらに、農業経営の高度化や法人化、第三者継承に伴って要請が高まっている税務、労務管理、マーケティング等の専門分野についての支援は、必要に応じて民間の専門家の協力を得て普及指導員が全体を統括し、活動を進める。

(4) 普及指導計画の評価

①評価システムによる普及指導活動の展開

普及指導計画に基づく普及指導活動をより効果的に進めるため、内部評価と外部評価を組合せた評価システムによって普及指導活動の改善を図る。

②評価に基づく普及指導活動の改善

内部評価では、普及組織自らが課題及び対象、目標、活動方法等の適切性や活動記録に基づく目標の達成状況を確認する。特に目標未達の普及指導計画については、その要因分析と改善すべき点の把握、改善方策の検討等を行い、必要な改善に努める。

また、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況や体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、外部委員の幅広く客観的な視点から評価を受けるとともに、その結果を踏まえて、次年度以降の計画に反映させ、普及指導活動及びその体制の見直し・改善を行う。なお、外部評価の結果は公表する。

3 農業者研修教育施設における研修教育の充実

(1) 東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター）及び附属農林大学校の重点事項

①養成部門（東北農林専門職大学附属農林大学校）

2年間の教育課程において、実践的な栽培・飼養管理・農産加工技術に加え、スマート農業技術等、時代に即した高度な技術を身に付けられるよう、教育内容の充実を図り、即戦力となる生産現場で活躍できる人材を育成する。

②研修部門（東北農林専門職大学（キャリアサポート・研修センター））

農業者の経営発展段階に応じた多様な研修を提供することで、意欲のある新規就農者や女性農業者、農業経営者等、本県農業をけん引する人材を育成する。

また、小学生から高校生を対象とした農業体験学習や一般県民を対象とした研修を開催することで、生涯学習センター的機能を発揮し、農業に関する理解促進を図る。

(2) 関係機関との連携

関係機関との連携により教育内容の充実を図るとともに、情報を共有し、学生

や研修生へのフォローアップ体制を整え、連携して支援することで、就農後の営農確立、経営発展などを図る。

(3) 学校評価の実施と改善

本県農業を担う人材育成を目指した学校運営を行うため、県政目標に基づく機能強化方針を踏まえた取組みについて点検・評価・公表を行い、教育活動及び運営の改善に取り組む。

4 迅速な情報提供及び適切な情報管理

農業者が農業技術、流通販売、経営管理方法等の情報を効果的に活用できるように、県が運営する農業情報サイト「やまがたアグリネット」やSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等を含むICTを利用した情報提供機能の強化・充実を図る。

(1) 迅速な情報伝達

関係機関・団体と連携して情報伝達ルートを整備するとともに、「やまがたアグリネット」やSNS等を活用し、農業者の営農及び経営革新に必要な情報の迅速な提供に努める。

(2) 普及指導活動で得た情報の取扱い

普及指導活動の中で得る情報には、知的財産として保護が必要な情報や他の農業者への伝達を望まない情報が含まれている場合があり、普及組織においては、情報の管理と適切な取扱いに留意する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

農業に対する理解の増進及び将来における農業の担い手の確保に資するよう、教育機関、市町村、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、必要な協力を行うよう努める。

2 行政施策の活用支援

農業経営体等の経営基盤の強化等につなげるために、課題解決の手段として、各種補助事業や制度資金等の効果的な活用について支援を行う。